

新生静空塾後援会規約

第1条（名所・所在地）

本会は、静空塾後援会と称し、主たる事務所を静岡県沼津市大手町2丁目3-1におく。

第2条（目的）

本会は、武士道たる空手道の発展と青少年の健全育成を目指す静空塾の活動全般をサポートするものである。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 大会助成
- 2 他団体交流の為の遠征費の助成
- 3 選手、指導員育成の為の助成
- 4 その他、静空塾発展の為の諸活動への助成

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会 長	1	名
副 会 長	1	名
幹 事	若 干	名
会計責任者	1	名
監 査	2	名

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費年額10,000円、寄附金その他収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年10月1日より翌9月30日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、平成26年6月1日より実施する。

改定 平成27年6月20日